

インタビュー

成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の財産管理や、日常生活での契約や手続きなどで不利益を被らないように法律的に支援するものです。昨年7月にオープンした松阪市成年後見センター（松阪市社会福祉協議会に設置）では、成年後見制度についての相談や利用のお手伝いなどを行っています。今回は、その成年後見センターでお話を伺いました。



成年後見制度とは
どんな制度ですか？

認知症や障がいのために判断能力が不十分な皆さんを支援するため、成年後見人という支援者を立て、預貯金の管理などをする「財産管理」や日常生活で必要な契約手続きをする「身上保護」などを行う制度です。本人の判断能力が不十分であっても、必要な介護サービスを受けられたり、財産を守ることができたりします。後見人は親族の場合もありますが、身寄りの無い人や家庭内のトラブルを避ける必要のある人は、弁護士などの専門職や社会福祉法人などの法人が担当場合もあります。この制度は本人の保護を考えた制度であり、不正が行われないようにしなければなりません。そのため、後見人には年に一度、裁判所へ活動報告を行う義務があります。

成年後見センターでは
どんな活動をしていますか？

成年後見制度に関する広報・啓発・相談や、申立書類のチェックやアドバイス



松阪市社会福祉協議会
福祉のまちづくり課 権利擁護係長
松阪市成年後見センター長
樋上 和志さん

などを行っています。ケアマネジャーや地域包括支援センター、遠方に住んでいる子どもなどから問い合わせがあることもあります。また、認知症の方の家族が本人に代わって銀行へ行った際に、窓口で成年後見制度をすすめられて相談に来たというケースも多くあります。この制度を利用することで、本人のお金をどう使うのかをはっきりと示すことができ、必要な手続きが行えるのは大きなメリットだと思います。その他にも「悪質な訪問販売に遭う危険がある人を守る」「管理能力が不十分で破綻していた家計を改善できる」など、サポートできることはたくさんあります。自宅を訪問したり、地域グループなどの研修等でお話をしたりすることも可能です。制度やその利用手続きなど、何か気になることがあれば、まずはお気軽にご相談ください。

【問】 高齢者支援課 ☎53-4099